

1 損害保険リテラシーの向上

高校生や大学生、一般消費者の損害保険リテラシー向上のため、リスクや損害保険に関する教材の提供・講師派遣活動などを実施しています。

そんぽ学習ナビ

損害保険教育に携わる先生方が、教材等をすぐに見閲・入手できるように、教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を2020年12月に開設しました。

本サイトでは、損保協会の教育支援ツールや損害保険リテラシーに関する取組みを年齢別にまとめています。学校向けの冊子教材やパワーポイント、動画等の教育支援ツールのほか、講師派遣活動のご案内や損害保険教育情報誌「そんぽジャーナル」を掲載しています。



そんぽジャーナル

高校の家庭科および公民科の教員に対して、損害保険教育の必要性や授業を行う上で役立つ情報を提供するために、2021年2月に創刊しました。

本誌は、金融経済教育や損害保険教育に関する有識者によるメッセージのほか、損保協会の教材を実際に活用いただいた教員の生の声や損害保険教育事業に関する各種案内等を掲載しています。



各種教育副教材の提供

● 明るい未来へTRY! ～リスクと備え～

高校生向け教材「明るい未来へTRY!～リスクと備え～」は、家庭科・公民科の「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説」に沿って活用可能な教材です。制作にあたっては、10名の教員の皆さまに編集協力いただいています。高等学校の家庭科・公民科の授業で金融経済教育・社会保障教育・民間保険教育を実施する際にご活用ください。本教材は、冊子教材(生徒用教材と教員用手引書)、パワーポイント、動画教材、授業展開例動画を用意しています。



公益財団法人消費者教育支援センターが実施している「消費者教育教材資料表彰2023」において、冊子教材が優秀賞を受賞するなど、各方面から評価を得ています。



● リスク教育副教材、防災教育副教材

中学生、高校生向けに、1時限(約50分)で、身のまわりのリスク、自然災害への備えとして有効な手段や損害保険の役割・機能について、教員自ら授業ができるように作成した教材です。「生徒用ワークシート」と教員向けの「手引き」のほか、パワーポイント版も提供しています。

講師派遣活動

学生・消費者の皆さまに一般的な損害保険の仕組みや役割を理解していただくために、次のような各種講演会を全国で開催しています。

- ・高校生や高校教諭を対象とした講演会
- ・大学生を対象とした講演会
- ・一般消費者を対象とした各種講演会
- ・消費生活相談員を対象とした各種勉強会

また、講演テーマのうち、「交通事故とその責任」と「自転車を取り巻くリスクとその責任」では、動画教材も用意しています。

本動画教材は、オンデマンドで学習することができます。



2023年度講師派遣実績	: 374回
〈主な内訳〉	
・高校生向け	: 69回
・大学生向け	: 206回
・一般消費者等向け	: 41回
・消費生活相談員向け	: 13回

2024年度連続講座実施校 : 10大学
北海道大学、東北大学、一橋大学、
金沢大学、名古屋大学、大阪大学、
広島大学、香川大学、九州大学、琉球大学

2 地震保険広報活動

地震保険の理解促進および加入促進を図るため、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット等の広告、損害協会関係者によるテレビ番組出演等、マスメディアを通じた「地震保険広報活動」を1995年から実施しています。



地震保険広報ポスター

3 自賠責保険広報活動

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、インターネット・雑誌等の広告、全国の自動車教習所等におけるポスター広告の掲出、SNSを活用した施策等、マスメディアを通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。



自賠責保険広報ポスター

4 報道機関対応

損害保険業界に対する理解促進を図るため、報道機関を通じて、損害保険業界の事業活動や要望・提言等に関する情報を広く社会一般に発信しています。

▶ 記者会見

年5回、協会長定例記者会見を開催しています。



協会長定例記者会見

▶ 報道機関との懇談会

東京本部および各地域において報道機関との懇談会を開催しています。

▶ 情報提供

損害保険業界の事業活動、要望・提言等について、ニュースリリース等により情報提供を行っています。

5 消費者行政機関等との対話・交流

各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。

また、各地域の消費生活相談員向けに、一般消費者から損害保険に関する相談を受けた際の参考となるよう、勉強会を実施しています。

6 相談・苦情・紛争解決対応

▶ そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

お客さま対応窓口である「そんぽADRセンター」を設置して、損害保険に関する一般的な相談・苦情に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、お客さまと保険会社との間のトラブルに対し、中立・公正な立場から苦情解決手続および紛争解決手続を行っています（手続費用無料）。

相談対応

お客さまから損害保険に関する相談・問合せがあったときは、その内容に応じ、説明や助言を行います。

苦情対応

お客さまから保険会社に対する苦情の申出があったときは、その内容に応じ、必要な助言を行います。

苦情解決手続

苦情対応に加え、お客さまの要望に基づき、保険会社に対して苦情の内容を通知し、迅速な対応を求める苦情解決手続を行います。

お客さまからの苦情の早期解決のための取組み

- ・お客さまへ適時適切なアドバイスを行っています。
- ・専用のデータベースを活用し、保険会社に対応を求めた苦情事案の進捗状況を適切に把握・管理しています。
- ・苦情の申出から一定期間を経過しても解決しない事案であって、紛争解決手続の利用対象となる場合には、お客さまに紛争解決手続の利用をご案内しています。

紛争解決手続

お客さまから紛争解決手続の申立てを受けたときは、紛争解決手続を実施する専門の委員（手続実施委員）を選任し、中立・公正な立場からトラブルの解決支援（和解案の提示等）を行っています。*

※和解成立の見込みがない場合等には和解案が提示されず、手続終了となることがあります。

また、紛争解決手続は、適切な手続を確保するため非公開としています。

さらに、手続実施委員は、事案の性質等を踏まえ相当であると認めるときは、保険会社に受諾義務が課

される特別調停案を作成し、理由を付して提示することができます。

（注）保険契約者または被保険者と契約先保険会社間の紛争事案のほか、自動車事故等による法律上の損害賠償（対人対物）に関する被害者と加害者側保険会社間の紛争事案も対象としています。

ADRとは

裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution）の略称で、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、一般的に、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な互譲による解決が可能な手段です。

指定紛争解決機関とは

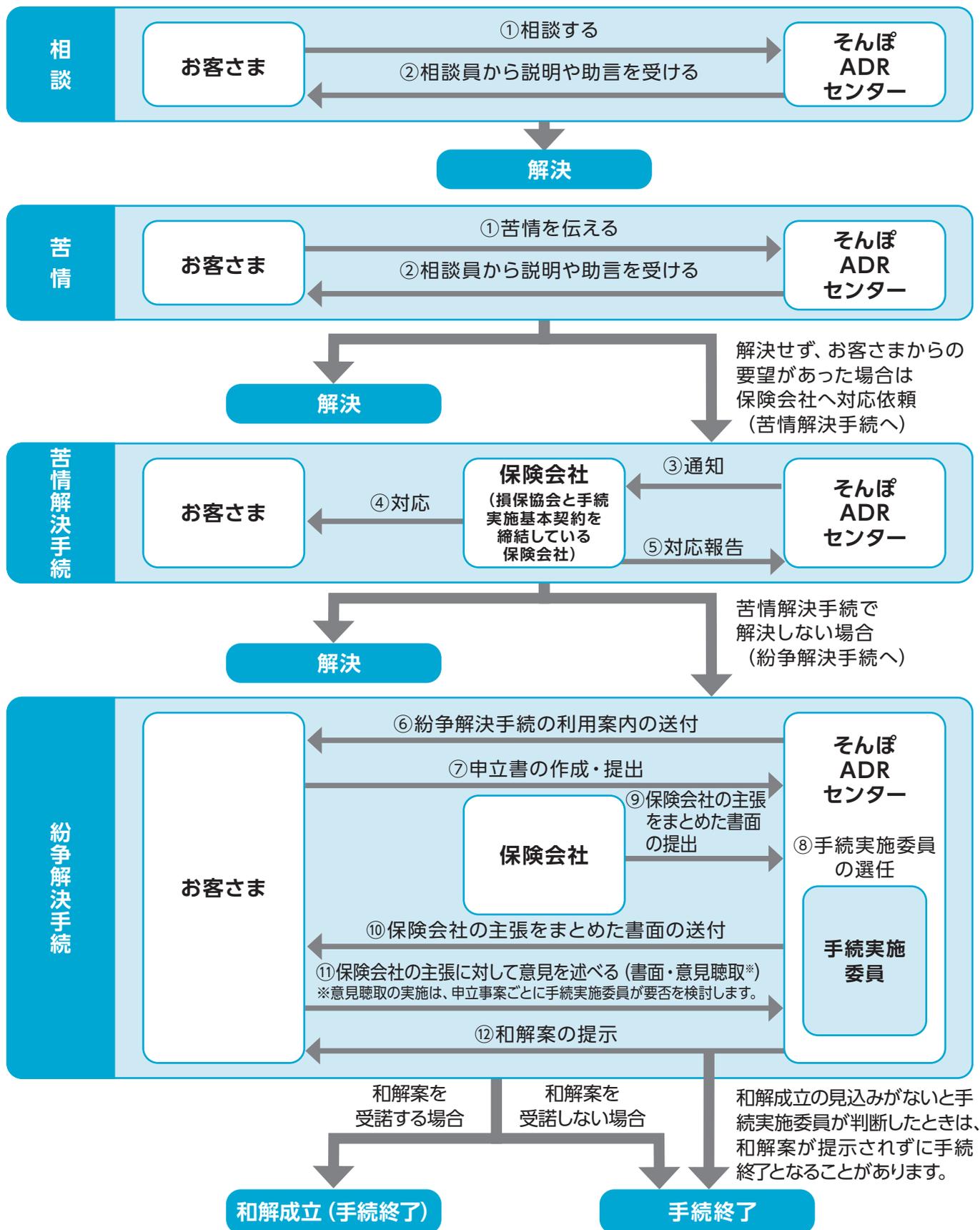
2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

金融機関は、自らが属する業態の指定紛争解決機関との間で、①苦情解決手続や紛争解決手続の応諾義務、②事情説明・資料提出義務、③提示された特別調停案の受諾義務、などの内容を含む契約（手続実施基本契約）を締結します。これにより、指定紛争解決機関が実施する苦情解決手続や紛争解決手続の実効性が確保されています。

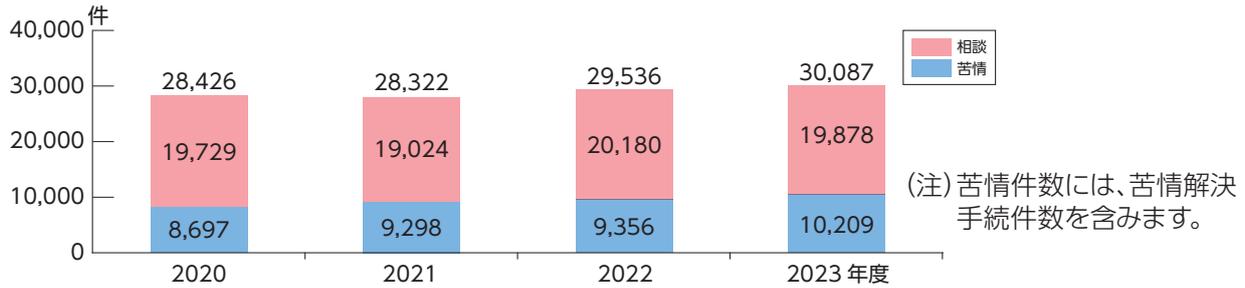
なお、指定紛争解決機関による紛争解決手続には、一定の条件で時効の完成猶予の効力があります。

6 相談・苦情・紛争解決対応

相談・苦情対応、苦情解決手続・紛争解決手続の流れ

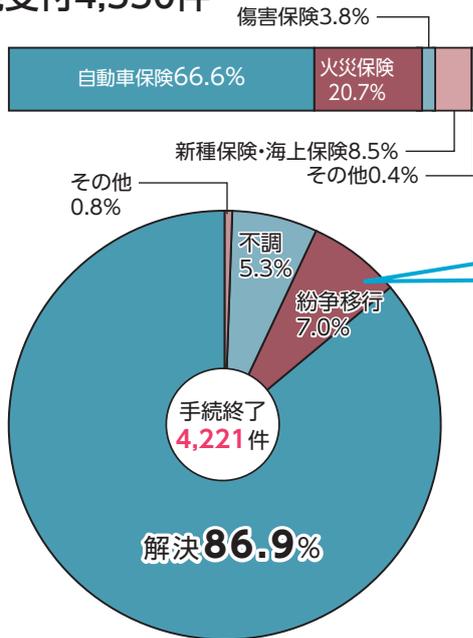


損保協会における相談・苦情受付総件数の推移



苦情解決手続 (2023年度)

新規受付4,550件



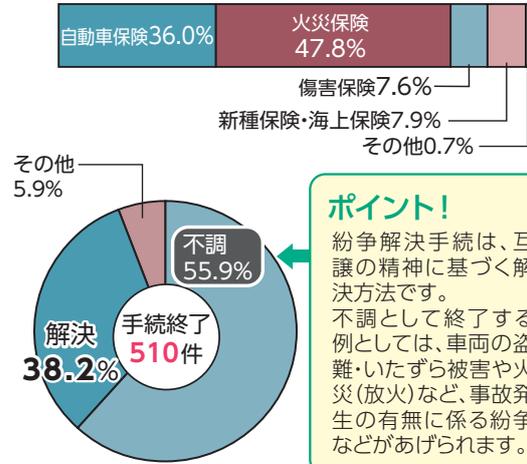
手続終了までの期間 (分類別割合)



紛争解決手続 (2023年度)

新規受付542件

(注) 苦情解決手続を経ない申立ても含まれます。



ポイント!

紛争解決手続は、互譲の精神に基づく解決方法です。不調として終了する例としては、車両の盗難・いたずら被害や火災(放火)など、事故発生の有無に係る紛争などがあげられます。

手続終了までの期間 (分類別割合)



※割合については、小数第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

苦情・紛争対応機能の一層の充実策

お客様の満足度向上のための取組み

- ・相談員の応対力向上のための研修を継続して行っています。
- ・紛争解決手続の利用者を対象にアンケートを実施し、業務品質の向上に活用しています。

周知活動、各種関係機関との連携等

- ・パンフレットやポスター等を作成するなどして、そんぽADRセンターの周知に努めています。
- ・消費者行政機関や他の相談機関との連携を通じて、そんぽADRセンターの利用促進を図っています。



苦情・紛争受付事案の分析・活用

苦情情報のフィードバック

苦情の傾向分析などを行い、業務改善に役立つ情報として各社にフィードバックしています。

「そんぽADRセンター統計号」の発行

そんぽADRセンターにおける相談・苦情の受付状況や苦情・紛争解決手続の実施状況等を四半期単位で取りまとめ、「そんぽADRセンター統計号」として損保協会ホームページで公表するとともに、保険会社に提供しています。

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

7 消費者の声の活用

▶「お客さまの声・有識者諮問会議」

損保協会では、消費者の皆さまの声を真摯にお聴きし、業界全体の業務運営に反映させるための仕組みとして、2006年9月に「消費者の声」諮問会議を設置し、さまざまなルートから寄せられる消費者の声を踏まえて、業界として取り組むべき具体的な課題等について論議してきました。

2012年7月には「お客さまの声・有識者諮問会議」に改組し、協会長の諮問に応じて、損害保険制度の改善に関する事項や損害保険の健全な発展のために必要な事項を調査・検討する機能を加えたほか、2023年3月からは、より機動的かつ環境変化に柔軟に対応できるよう意見交換会を新設しました。

お客さまの声・有識者諮問会議メンバー

<2024年3月14日現在>

古笛 恵子：弁護士

坂口 正芳：一般社団法人 日本自動車連盟 会長

高橋 潤：一般社団法人 共同通信社 論説委員

辰巳 菊子：公益社団法人 日本消費生活
アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会 元理事

八代 尚宏：昭和女子大学 グローバルビジネス学部
ビジネスデザイン学科 特命教授

*敬称略、五十音順



お客さまの声・有識者諮問会議

8 コンプライアンス・プログラム

「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、コンプライアンスの徹底を図っています。2023年度は、損害保険業界で発覚した諸問題を踏まえ（詳細はP99参照）「独占禁止法遵守の取組み」を重点事項としました。

▶ガイドラインの作成・見直し

コンプライアンスに関する各種ガイドラインの作成・見直し、コンプライアンスに関する各種情報や法令改正に関する情報の提供等を行っています。

主な内容

- ・「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改定（2023年12月）
- ・「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」の新設（2024年3月）

▶コンプライアンス・セミナー

会員会社向けに、時宜に応じたテーマで、学識者、行政担当官等によるセミナーを開催しています。

過去の主なセミナーテーマ

- ・損害保険実務における独占禁止法上の留意点
- ・金融監督行政から見た損害保険業界の課題
- ・改正個人情報保護法の内容と実務の留意点
- ・損害保険会社に求められるコンプライアンス 等

▶好取組み事例の共有

業界全体のコンプライアンスの推進を目的として、会員会社における好取組み事例を共有しています。

過去の主な共有テーマ

- ・「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」等を踏まえた各社対応状況のフォローアップ
- ・コロナ禍を踏まえたコンプライアンス・プログラムの方針
- ・令和4年施行改正個人情報保護法対応
- ・コンダクトリスクへの対応について 等

活動のチェック

コンプライアンス委員会を設置し、損保協会の委員会活動、その他事業者団体としての活動を適正性の観点からチェックしています。必要に応じて、公正取引委員会、弁護士等外部専門家の意見を聴取しています。

主な内容

- ・委員会下部組織(部会等)設置への同意
- ・委員会議事運営チェック体制の整備
- ・各委員会、事務局からの法務相談への対応 等

9 ガイドライン等

会員各社の業務品質の向上に資するため各種ガイドラインを策定しています。会員各社では、これらのガイドラインに基づき、お客さまにとってわかりやすい保険商品の実現を目指しており、また、適切な募集態勢、保険金支払態勢を構築するなど、業務品質の向上を図っています。

これまでに策定したガイドラインは次のとおりです。

保険契約募集や保険金支払に関するもの

第三分野商品(疾病または介護を支払事由とする商品)に関するガイドライン

適正な保険募集および保険金支払確保の観点から、第三分野商品固有の留意すべき事項等をまとめています。

高齢者に対する保険募集のガイドライン

高齢者に対する保険募集のきめ細かな対応を推進する観点で、お客さまの認知判断能力や、商品特性に応じた対応など、保険会社が取組みを検討するうえでの考え方をまとめています。

補償重複の対応に関するガイドライン

お客さまのニーズに基づかない補償重複(複数の保険契約による補償の一部または全部の重複)の発生防止や解消を図るための態勢整備について、基本的な考え方や標準的対応をまとめています。

損害保険の保険金支払に関するガイドライン

適時・適切な保険金支払を行う観点から、会員各社における保険金支払態勢および保険金のお支払いにあたっての留意事項等をまとめています。

診断書様式作成にあたってのガイドライン

会員各社が診断書様式の作成を行うにあたっての基本的な考え方、標準的な診断書様式に採用する項目および留意点をまとめています。

傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン

実効性のあるモラルリスク(保険金の不正取得の危険)防止を図ることを目的として、傷害保険等における契約締結時および保険事故発生時の留意事項をまとめています。

会員各社の取組みの例

●事故受付時の案内

事故受付時にお支払いする可能性がある保険金を書面等によりお客さまにご案内しています。この書面等をご活用いただくことにより、お客さまご自身が受け取る可能性のある保険金をご確認いただくことが可能となっています。

●第三者によるチェック体制の整備(支払審査会の設置等)

医師、弁護士、消費者代表の社外有識者を委員とした審査会を設置し、保険金のお支払いに関して医学的・法的判断を要する事案を中心に、定期的にチェックしています。

9 ガイドライン等

募集文書等に関するもの

契約概要・注意喚起情報（重要事項）に関する ガイドライン

保険商品の販売・勧誘時に特に説明すべき重要事項である「契約概要」および「注意喚起情報」に関し、特にわかりやすさ向上の観点から、記載すべき項目と留意点をまとめたうえで、標準例を作成しています。

募集文書等の表示に係るガイドライン

お客さまに保険商品を正しくご理解いただけるよう、募集ツールや広告を作成する際の基本的な考え方や留意事項をまとめています。

保険約款や保険用語に関するもの

保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン

会員各社がわかりやすい保険約款を作成するための指針として、難解な文章等を是正する方策や、表記等の不統一を排除するうえで望ましい事項等をまとめています。

保険約款および募集文書等の用語に関する ガイドライン

お客さまが保険約款および募集文書等の内容を正確に理解できるようにすることを目的として、保険約款および募集文書等に使用する用語を「原則として使用を控える用語」「使用にあたって何らかの説明が必要な用語」等に分類してまとめています。

会員各社の取組みの例

●わかりやすい重要事項説明書の作成

重要な事項をお客さまに説明する際に使用する「重要事項説明書」について、表や箇条書きの活用、平易な表現の使用、文字数の一定の制限等を行い、わかりやすさの向上と簡素化に取り組んでいます。

●保険証券、パンフレット、チラシ等の工夫

お客さまにご覧いただく保険証券、パンフレット、チラシ等についても、文字や冊子を大きくする、イラストや図を挿入する、配置・配色等を改善する等の工夫を行っています。また、お客さまに不利な情報や誤解しやすい情報を正確に伝えるためのツール等を作成しています。

会員各社の取組みの例

●商品数の削減、各種特約の整理・統合 (商品のシンプル化) 等

お客さまのニーズを分析し、商品数の削減や各種特約の整理・統合（商品のシンプル化）等を進めています。また、専門用語について解説を加えるなど、わかりやすさに配慮した取組みを行っています。

10 情報交換制度

損害保険会社（外国損害保険会社および損害保険契約者保護機構を含む）および共済事業を営む協同組合・連合会では、損害保険（共済）に係る契約内容、事故状況、保険金（給付金）の請求内容等に関する個人情報について、共同利用する制度を実施しています。

自動車保険契約・事故確認制度

・1～5等級・割増料率適用対象契約情報交換制度

契約者から、前年度に契約のない新たな自動車保険契約を締結したいとの申出があった場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約の有無等について損害保険会社等の間で確認する制度です。

・無事故・事故確認制度

自動車保険を契約する損害保険会社等を変更した場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約における保険事故の有無等について、損害保険会社等との間で確認する制度です。

・任意・自賠一括仮払決済システム

任意自動車保険の損害保険会社等が、他の損害保険会社等に契約されている自賠責保険を含め一括して保険金を支払う場合、当該損害保険会社等の間で自賠責保険契約内容を確認し、立替払いした自賠責保険金の決済を行うための制度です。

・自動車事故情報交換システム

自動車保険の車両事故または対物事故において、適正に保険金を支払うために、受け付けた事故について損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム ※1

自動車保険や傷害保険の人に係る保険等、携行品に係る保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払うために、受け付けた事故について、損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・中断特則に関する保険契約確認制度

契約車の廃車、譲渡、リース業者への返還もしくは車検切れまたは契約者の海外渡航等に伴い、自動車保険の契約を一時的に中断した場合、中断後の新たな契約に、中断前の契約の等級を適用する際に、中断前の契約内容を確認するための制度です。

・複数所有新規に関する保険契約確認制度

新たに加入する2台目以降の車の自動車保険契約に対し、所定の割引を適用するために、1台目の車の契約の有無・等級等について、1台目の車の契約の損害保険会社等に確認する制度です。

・重複契約に関する保険契約確認制度

1台の車に対し、複数の損害保険会社等と契約してい

ないかどうかについて確認し、適正な保険契約を締結してもらうための制度です。

・既存障害照会制度

自賠責保険・自動車保険の保険金の支払いにあたり、適正な損害認定を行い、法令に基づき適切な損害額を算出するため、被害者の方の過去の後遺障害の程度を損害保険会社等の間で確認する制度です。

・保険金請求歴および不正請求防止に関する情報交換制度 ※2

保険金等の請求歴並びに請求・支払いに係る不正請求および不正の疑いのある事案について、損害保険会社等の間で情報交換を実施することにより、公平・公正な損害額算定および適正な保険金等の支払いを行うことを目的とする制度です。

・保険金不正請求通報制度 ※3

保険金不正請求行為の事実またはそのおそれが認められる事実の内容について通報された情報を損害保険会社等の間で共有する制度です。

・保険金請求歴情報交換制度 ※4

自動車保険、自賠責保険、傷害保険の人に係る保険等および携行品に係る保険等における不正請求を排除し、公平・公正な損害額算定および適正な保険金支払いを実現するため、保険事故の被害者（受傷者）に関する過去の保険金請求の有無等の情報を損害保険会社等の間で確認・共有する制度です。

火災保険、傷害保険等契約・事故確認制度

・傷害保険契約等の契約内容登録制度

保険犯罪の発生を未然に防止するため、死亡・後遺障害保険金、入院・通院保険金等を支払う保険契約（傷害保険契約等）の内容を損保協会に登録し、損害保険会社が重複保険契約の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム

※1と同様

・火災・新種保険における重複契約・事故照会制度

火災保険、賠償責任保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払うために、損害保険会社等が受け付けた事故について、損害保険会社等の間で重複契約・事故受付の有無を確認する制度です。

・保険金請求歴および不正請求防止に関する情報交換制度

※2と同様

・保険金不正請求通報制度

※3と同様

・保険金請求歴情報交換制度

※4と同様

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

11 要望・提言

▶ 法制・行政課題対応

損害保険業に関係する法律の制定および改正に係る各種対応を行っています。具体的には、法律の制定および改正の検討過程において、損害保険業の健全な発展の実現の観点から、金融審議会等における意見表明、要望・提言活動、パブリックコメントへの意見提出等を行っています。

例えば、保険法制定時の検討では、法制審議会保険法部会において保険契約に係る基本ルールのより良い発展の観点から数次にわたる意見表明を行ったほか、迅速かつ円滑な移行を実現すべく、説明会の開催や実務対応の留意点の取りまとめ等を行いました。

近年の主な法制課題

- 保険業法等の各種法令改正関連事項
- 金融審議会関連事項
 - ・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の成立に伴う検討
- 法制審議会関連事項
- 個人情報保護法関連事項
 - ・3年ごと見直しについての検討
- 消費者関連法制関連事項
 - ・消費者契約法の見直しについての検討（解約料のルールの在り方、契約締結過程の情報提供義務等）
 - ・消費者裁判手続特例法の見直しについての検討

▶ 規制改革要望

損保協会では、国民の生活の安定や向上、さらには質の高いサービスの提供の妨げとなっている規制や意義の薄れた規制の改革を推進することにより、自由で効率的な経済活動が可能となるよう、規制改革要望を取りまとめ、内閣府へ提出しています。

例えば、保険業法や個人情報保護法等の損害保険に関する法律や制度の見直しを求める要望、確定拠出年金制度の充実化等の要望を行っています。

具体的な規制改革要望の内容は、損保協会ホームページに掲載しています。

▶ パブリックコメントを通じた要望活動

パブリックコメントを通じて各省庁の施策ならびに法令の制定および改正等に係る意見・要望を提出することにより、損害保険業の健全な発展、より良い法規制の実現に取り組んでいます。

具体的には、保険業法改正等に係る金融庁への意見・要望の提出、民法改正に係る法務省への意見・要望の提出、消費者行政に係る消費者庁への意見・要望の提出のほか、内閣府・国土交通省・厚生労働省・文部科学省・農林水産省・個人情報保護委員会・公正取引委員会・地方自治体等にも意見・要望の提出を行っています。

また、海外保険監督当局や保険監督者国際機構（IAIS）、国際会計基準審議会（IASB）等が実施する国際的なパブリックコメントや意見照会への対応を通じて、意見表明を行っています。

参照 P.36

税制改正要望

損害保険業界は、自然災害をはじめとした社会を取り巻く様々なリスクに対して、迅速かつ確実に保険金をお支払いするという社会的使命を負っています。

損保協会では、損害保険の一層の普及および損害保険業の健全な発展を通じて、安心かつ豊かでゆとりのある社会を実現するため、毎年、税制改正の要望活動を行っています。

令和7年度(2025年度)税制改正要望項目

1.火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

自然災害の激甚化・頻発化の中において、火災保険事業の安定的な運営を支える火災保険等に係る異常危険準備金制度について、より制度の効果を高める観点から、

- 1)火災等の積立率を引き上げること(10→12%)、貨物等の現行の積立率を維持すること(6%)
- 2)取崩計算単位など、残高管理等の基礎となる適用区分を一本化し、さらに取崩基準損害率を現行の50%から55%に引き上げること
- 3)洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること(本則積立率となる残高率も同様に引上げ)

2.国際課税ルールの改定における対応

国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないように、十分に留意すること

3.損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題(「税の累積」・「税の中立性の阻害」)を解消する抜本的な対策を検討すること

4.破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること

5.確定拠出年金に係る税制上の措置

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること

6.地震保険料控除制度の充実

地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること

7.受取配当等の二重課税の排除

受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと

8.損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

12 国際関係業務

保険事業のグローバル化や損害保険各社の海外事業展開が進む中、各種の要望・提言活動により国際的な規制の調和や通商障壁の解消、開放的で競争的な保険市場の促進等に努めています。また、海外の保険協会等との交流、保険技術協力、情報発信等を通して、要望・提言活動の実現性を高めるとともに、アジアを中心とした海外損害保険市場の健全な発展にも寄与しています。

▶ 要望・提言

保険監督者国際機構 (IAIS) や経済協力開発機構 (OECD) 等の各種会合への出席や意見照会への対応を通じ、日本の損害保険業界の要望・意見を表明するとともに、国際的なパブリックコメントにも積極的に対応しています。また、各国の外資規制や再保険規制等の通商課題等に関し、日本の損害保険業界の要望実現に向けて、関係当局や海外の保険協会等とも緊密な連携を図り、積極的な働きかけを行っています。

欧米やアジアの主要な保険協会との間で、相互訪問のほか、保険市場の現状・課題や国際保険監督基準策定、各国の外資規制や再保険規制等の通商課題等について意見・情報交換を行い、協力関係の強化に努めています。

▶ 国際会議

東アジア保険会議 (EAIC)

東アジア保険会議 (EAIC) は、1962年に東京で発足したアジア最大の生損保合同の国際保険会議で、アジア保険市場における「国際協力の促進と発展」を図ることを目的としています。会議の参加者数は毎回1,000名を超え、取り上げられるテーマも、東アジア固有のものだけでなく、グローバルな観点のものが増えていきます。損保協会では、同会議へスピーカーを派遣するなど、積極的に参画しています。

国際海上保険連合 (IUMI)

1874年にドイツのベルリンで発足した最も長い歴史を有する海上保険の国際会議です。毎年9月に各国の海上保険の専門家が参加する総会を開催し、現代

的な課題を議論しており、損保協会からも代表を派遣しています。

なお、2027年度の総会は、日本で開催される予定です。

▶ 海外保険協会等との交流

欧米やアジアの主要な保険協会との間で、相互訪問のほか、損害保険市場の現状・課題や国際保険監督基準策定、サービス貿易自由化等に関する意見・情報交換を行い、協力関係の強化に努めています。

2012年には国際保険協会連盟 (GFIA) が設立され、損保協会もGFIAの活動を通じて情報交換、共同意見発出、保険協会間の交流を行っています。

また、これまでに以下の15の保険協会等と協力覚書を締結し、人的交流や意見・情報交換を通じて相互の損害保険市場の発展に貢献することとしています。

- (1) フランス保険協会 (1997年10月)
- (2) 英国保険協会 (2001年4月)
- (3) ドイツ保険協会 (2001年5月)
- (4) 中国保険行業協会 (2003年5月)
- (5) 米国保険協会 (2003年6月)
- (6) 韓国損保協会 (2003年11月)
- (7) インド損保協会 (2007年3月)
- (8) ベトナム保険協会 (2009年9月)
- (9) インドネシア損保協会 (2010年1月)
- (10) モンゴル保険協会 (2010年12月)
- (11) マレーシア損保協会 (2011年1月)
- (12) ミャンマー保険協会 (2018年1月)
- (13) フィリピン損保協会 (2018年6月)
- (14) ASEAN保険会議 (2018年11月)
- (15) タイ損保協会 (2019年10月)

ASEAN保険会議 (ASEAN Insurance Council:AIC)

損保協会は、ASEAN各国の保険協会がメンバーとなっているASEAN保険会議 (AIC) に準会員として加わり、保険市場の健全な発展や課題解決に関する論議に参画しています。

<https://www.aseaninsurancecouncil.org/>

▶ 保険技術協力

東アジア諸地域に対する保険技術協力・交流プログラムとして、1972年から毎年、16地域の損害保険会社、保険監督官庁等の職員向けの日本国際保険学校 (ISJ) を開講しています。

このほか、損保協会では、OECDのイベントへの講師派遣や金融庁のキャパシティ・ビルディング (能力開発) への協力、保険募集や保険金支払の適正化支援等を通じ、アジアを中心とした各損害保険市場への保険技術協力を推進しています。

<参考>

- ・一般・上級コースの卒業生：2,297名 (累計)
- ・海外セミナーの参加者：6,120名 (累計)

(注) 2024年3月現在



海外セミナー (2024年2月・カンボジア)

▶ 情報発信

英文ファクトブックや英文ホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/en/>) による情報発信に加え、海外メディアへの寄稿や各種情報提供、海外来訪者・照会への対応等により、日本の損害保険市場の正しい理解の促進と海外の市場の健全な発展への貢献に努めています。



英文ファクトブック2022-2023

● 国際保険協会連盟 (Global Federation of Insurance Associations:GFIA)

国際保険協会連盟 (GFIA) は、意見発出・情報交換活動の強化および国際的な監督規制の議論における業界のプレゼンスの向上を目的として、各国の保険協会の集まりである国際保険協会ネットワーク (INIA) を改組して2012年10月に発足した、法人格を有する機関です。

2024年6月現在、損保協会を含む計42の保険協会が加盟し、対外的意見表明を積極的に行っています。

<https://www.gfiainsurance.org/>

13 自賠責保険運用益拠出事業

損害保険各社の自賠責保険事業から生じた運用益を自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援等に活用しています。損保協会では、損害保険各社の運用益を取りまとめ、1971年から交通事故被害者への支援事業を行っています。

自賠責保険の運用益を活用した事業

自動車損害賠償保障法では、保険料の収入から保険金のお支払いまでの間の滞留資金から生じた収益（運用益）については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、その全額を準備金として積み立てることが義務付けられています。この運用益を将来の自賠責保険の収支改善にあてるほか、自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援、救急医療体制の整備等に活用することとしています。

自動車事故防止対策

- ・自転車シミュレータの寄贈
- ・飲酒運転防止のための啓発事業支援
- ・歩行者事故低減を目的とした子ども用教育ツールの開発と普及に関する研究支援
- ・仮想現実運転シミュレーションを用いた運転寿命延伸プログラムの構築に関する研究支援



自転車シミュレータ

自動車事故被害者支援

- ・交通事故無料法律相談の事業支援
- ・交通遺児育成基金の援助事業の補助
- ・リハビリテーション講習会開催費の補助
- ・交通事故被害者への情報提供・研修会開催費用の補助
- ・交通事故遺族を対象としたグリーフケアの質の向上とその基盤整備に関する研究支援



リハビリテーション講習会

救急医療体制の整備

- ・高規格救急自動車等の寄贈（2023年度末時点：累計1,690台）
- ・救急医療機器の購入費補助
- ・ドクターヘリ体制整備補助
- ・救急外傷看護の研修会開催費用の補助



高規格
救急自動車



ドクターヘリ
講習会



救急外傷看護
の研修会

14 中小企業向け保険の普及促進

損保協会では、中小企業を取り巻くリスクや中小企業向け保険の理解促進および加入促進を図るため、特設サイトの開設や全国各地でのセミナーの開催等、各種啓発活動を実施しています。

特設サイト「中小企業に必要な保険」の開設

中小企業の経営者や従業員の方々に、自社を取り巻くリスクや、リスクが顕在化した際の事業活動への影響を自分事化し、対策の必要性を認識してもらうため、2021年に特設サイト「中小企業に必要な保険」を開設しました。

本サイトでは、中小企業を取り巻く6大リスク（企業財産、賠償責任リスク等）とリスクに備えるための保険の情報を提供しています。その他にも、中小企業におけるリスク意識・対策実態調査の報告書や啓発チラシ・動画等を掲載しています。

https://www.sonpo.or.jp/sme_insurance/

中小企業におけるリスク意識・対策実態調査の実施

中小企業の経営者と従業員 1,000 名以上を対象に、事業活動を取り巻くリスクに対する意識・対策実態に関するアンケート調査を3年間（2021年～2023年）実施しました。3年間の調査報告書は特設サイト「中小企業に必要な保険」で公開しています。

中小企業向け保険普及促進チラシの作成

リスク意識・対策実態調査（2021年～2023年）の結果や、中小企業を取り巻くリスク、リスクに備えるための保険等の情報を簡潔に紹介したチラシを作成し、特設サイト「中小企業に必要な保険」に掲載しています。



中小企業向け保険の普及促進動画の作成

中小企業へのインタビューをもとに、中小企業が実際に直面した危機と保険による備えを紹介する4篇の動画「あなたの会社のもしものために～入って安心【損害保険】～」を作成し、YouTubeで公開しています。



「想定外の災害」篇



「新規事業のリスク」篇



「サイバー攻撃」篇



「備えておきたい」篇

地域での啓発活動

損保協会各支部において、各地の自治体等と連携し、中小企業のリスク対策をテーマとしたセミナー等を実施しています。

<2023年度の主な取組み>

支部	取組み概要
北海道支部	事業継続力強化計画に関するセミナーを開催(北海道)
東北支部	中小企業へのインタビュー等を盛り込んだ中小企業向け保険の普及啓発動画をYouTubeで公開
関東支部	「中小企業向けリスク対策セミナー」を開催(埼玉県)
中部支部 近畿支部	中部支部と近畿支部合同で、「中小企業向けリスク啓発セミナー」をオンラインで開催
中国支部	サイバーリスク等をテーマとしたセミナーを開催(広島県)
四国支部	「中小企業リスクセミナー」を開催(香川県)
九州支部	「中小企業向けサイバーセキュリティセミナー-in SAGA」を開催(佐賀県)
沖縄支部	中小企業向けのサイバーセキュリティをテーマとしたセミナーを開催(沖縄県)

※上記のほかにも、全国各地で各種取組みを実施しています。

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定、研修等

資料・データ

15 不正請求対策

損保協会では、2013年1月に「保険金不正請求対策室」を設置し、保険金不正請求対策活動に取り組んでいます。

保険金不正請求ホットライン

保険金不正請求にかかる情報を受け付ける通報窓口（保険金不正請求ホットライン）を設置し、通報された情報は損害保険会社と共有することにより、不正請求対策に役立っています。

<保険金不正請求ホットライン>

○インターネット受付

URL: <https://www.fuseiseikyuu-hl.jp/>

受付時間: 24時間365日

○電話受付

受付番号: 0120-271-824（不正は通報）

受付時間: 月曜日から金曜日

（祝日・損保協会の休業日を除く）

9:00~12:00、13:00~17:00



保険金の不正請求防止を訴える動画

警察庁および地域の警察との連携

地域の警察と損害保険各社で構成する「損害保険防犯対策協議会」を全国に設置し、損害保険を悪用した犯罪の排除に必要な情報交換、警察への捜査協力等を行っています。

また、警察からの捜査照会等にスムーズに対応するため、定期的に連絡会を開催し、保険犯罪防止に関する意見交換を行っています。



警察庁の後援を得て作成したポスター

保険金不正請求防止事案担当者表彰制度

2014年3月から、警察と連携を図り保険金不正請求防止に貢献した損害保険会社の担当者を、業界として表彰しています。

保険犯罪防止セミナーの開催

弁護士や調査会社等を講師に招き、不正請求の排除を目的としたセミナーを開催しています。

はじめに・
損害保険の概況

損害保険の普及
I 啓発理解促進

損害保険契約者等
II からの相談対応、
苦情・紛争の解決

損害保険業者の
III 業務品質の向上

損害保険業者の
IV 基盤整備

損害・災害および
V 犯罪の防止軽減

損害保険業に関する
VI 試験・認定・研修等

資料・データ

資料・データ

住宅修理サービス等でのトラブルに関する注意喚起

台風・豪雨・地震等の発生後には、住宅修理やリフォームに関し、高齢者を中心に、「保険が使える」と言って勧誘する業者とのトラブル等が増加しています。損保協会では2013年度から独立行政法人国民生活センターの協力を得て注意喚起チラシを作成しているほか、損保協会ホームページに特設ページを設け、注意喚起を行っています。また、「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」を開設し、災害に乗じて、火災保険・地震保険の請求を勧誘する悪質な業者とのトラブルなどに関する相談を受け付けています。損保協会では、会員会社や各地域の消費生活センター等と連携し、住宅修理サービストラブルの防止に取り組んでいます。

<保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル>

電話番号：0120-309-444（さあ連絡しよう）

受付時間：月曜日から金曜日

（祝日・損保協会の休業日を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

受付内容：「保険申請サポート業者から勧誘を受けた」、「保険申請サポート業者との契約を解除したい」等でお困りの方のご相談を受け付けます。



**トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。**

日本損害保険協会ホームページ

「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



あなたの保険金が狙われています!
火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが増えています。

1 甘い言葉で誘惑
「保険金は手数料なしで申請いただけます。」
「うちがサポートすると平均100万円は
お返しもらっていますよ。支払われた
保険金の使い道は自由です。」
「えっ! サポートの手数料をとるの?」
「残ったお金では修理できないよ。」
「100万円ももらえるの?」
「ぜひお願いします!」

2 知らない間に詐欺に加担
「被害者から保険金の請求まで
金でこまめに
お世話ください!」
「うその理由で保険金請求すると
詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する
業者も存在します。」
「もともと古くなって
壊れている部分もあるけど、
本当に怪しいのかな…」

「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」か
「損害保険代理店」に
まず相談!
トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。
日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

作成 一般社団法人日本損害保険協会 協力 消費者庁 金融庁 警察庁 国民生活センター
一般社団法人日本損害保険協会

「保険が使える」にご用心!
あなたの身近でも増えています!
台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

保険金の請求はご自身で簡単にすることができます。
保険会社・代理店にご連絡ください。
ご請求方法を詳しくご案内します。

必要なもの例：被害箇所の写真、修理見積書
※修理見積書作成に当たっては、
工務店など依頼先とのトラブル
にご注意ください。

※一般消費者の手続き負担については、
こちらからご確認いただけます。

**トラブル相談が
多く寄せられています。**
2022年度の
トラブル相談件数 **2,124件**

**高齢者の相談が
多いです**
(平均年齢は79.9歳)
**70歳以上の
相談が約半数を
占めています**

データは2023年3月31日までのPIANE「国民生活センターと全国の消費生活センター等オンラインネットワーク」を通じて、消費者生活に関する相談情報に基づいているデータ（ベース）に基づき、なお、消費生活センター等からの報告情報は含まれていません。

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル
0120-309-444（さあ連絡しよう）
※受付時間：月曜日～金曜日、9時～17時（祝日・国民生活センターの休業日を除く）

損害保険に関する
ご相談はこちらへ
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）＜全国共通・通話料有料＞
0570-022808 ※電話リレーサービス、
受付時間：平日9時～18時（※1月～3月を除く） 03-6332-0241へ、
おかけください。
受付時間：平日9時～18時（受付）

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
188
※近況
消費生活相談窓口
につながります。

2023.08

15 不正請求対策

悪質なロードサービス業者とのトラブルに関する注意喚起

インターネット広告で格安等を標榜している一部のロードサービス業者に関するトラブルが多発しています。

「広告と異なる高額な費用請求を受けた」といった悪質なロードサービス業者に関するお客さまからのお問い合わせが会員各社に多く寄せられています。こうした悪質なロードサービス業者への対策として、損保協会ではホームページ上に注意喚起ページを新設したほか、各支部においても注意喚起の取組みを行っています。

<消費者調査による若い方に向けた注意喚起>

2023年11月にはロードサービスに関する消費者意識調査を実施しました。消費者意識調査での若い方におけるロードサービス業者と消費者間のトラブルに関する認知率が低いという結果に基づきポスターを作成し、各地の消費生活センターや損害保険会社・大学や自動車教習所などと連携し、若い方の目に留まりやすい場所に掲出しています。

自動車盗難防止対策

トーン
<10月7日(盗難防止の日)の取組み>

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、各地で自動車盗難防止にかかる啓発活動を実施しています。

<自動車ユーザーへの啓発活動>

自動車盗難、車上ねらいから愛車を守るために、警察や防犯団体などと連携して、自動車ユーザーへの啓発活動を行っています。



自動車盗難防止ガイド2024
大阪府版



愛知県 自動車盗難
報奨金周知ポスター

<官民合同プロジェクトチームへの参画>

2001年9月に設置された4省庁、19民間団体で構成されるプロジェクトチームに参画し、自動車盗難防止に取り組んでいます。官民合同プロジェクトでは、「自動車盗難等防止行動計画」(2002年1月策定、2022年12月改定)に基づき、イモビライザー等の盗難防止機器の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、不正輸出防止対策、広報啓発等を行っています。

16 交通安全対策

交通事故の削減に向けた啓発活動

損保協会は、交通事故の削減により、被害者とともに加害者も減少する社会の形成に向けて様々な事故防止の取組みを推進しています。

全国交通事故多発交差点マップの公開

交差点は、人や車が多く行き交うため、交通事故が起きやすい場所です。交差点・交差点付近での交通事故防止を目的として、危険な交差点の特徴や事故の原因・予防策等を知ってもらうために、全国地方新聞社連合会および都道府県警察の協力のもと、損保協会ホームページに「全国交通事故多発交差点マップ」を公開しています。

同コンテンツには年間102万PVを超えるアクセスがあり、一般消費者のほか、行政や企業関係者の方々にも広くご活用いただいています。



全国交通事故多発交差点マップ



ワースト1：無野町交差点情報
(東京都熊野町交差点の例)

自転車事故の防止活動

自転車事故の実態や安全な乗り方と事故への備えをまとめた「知っていますか？自転車の事故」と、事故にあわないための乗り方を学ぶ「小学生のための自転車安全教室」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。また、「小学生のための自転車安全教室」をどの学年でも交通安全教育用副教材として活用いただけるように、「教師用学習指導案」を作成しています。

なお、公益財団法人消費者教育支援センターによる「消費者教育教材資料表彰」において「知っていますか？自転車の事故」は最優秀賞を、「小学生のための自転車安全教室」は優秀賞を受賞しています。



知っていますか？
自転車の事故

小学生のための
自転車安全教室

教師用
学習指導案

高齢者の交通事故防止活動

高齢ドライバーや高齢歩行者が当事者となる交通事故を防止するため、反射材や啓発チラシを活用して、高齢者への安全運転、歩行中の事故防止の呼びかけを行っています。

また、映像コンテンツとして、動画「みんなで実践！交通事故防止！」を損保協会ホームページで公開しています。



(©2024 Pokémon. ©1995-2024 Nintendo/
Creatures Inc. /GAME FREAK inc.)

高齢者向け交通事故防止啓発チラシ



高齢者交通事故防止啓発動画



反射材普及啓発動画「はなちゃんとおぼあちゃん」



反射材普及啓発チラシ

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II からの相談対応、
苦情紛争の解決
損害保険契約者等

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

16 交通安全対策

特定小型原動機付自転車の事故防止活動

2023年7月から、電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車は、16歳以上であれば運転免許がなくても運転ができるようになりました。

このため、特定小型原動機付自転車の安全利用に資するよう、損保協会ホームページに、よくある法令違反や事故類型、新たな交通ルール等、利用者が知っておくべきポイントを公開しています。

また、特定小型原動機付自転車は自賠責保険に加入する必要があるため、あわせて保険に関する啓発をしています。

各種フェアへの協賛・協力

国や地方自治体等が交通安全の啓発を目的として主催する「交通安全キャンペーン」等のイベントに協賛・協力し、損保協会の交通安全の取組みを積極的に紹介しています。



石川県の事故多発交差点での啓発活動の様子

飲酒運転防止の取組み

飲酒運転防止マニュアルの作成

企業の経営者、安全運転管理者等が飲酒運転防止の社員教育や研修を行う際の手引きとして、「飲酒運転防止マニュアル」を作成しています。

[掲載内容例]

- ・飲酒運転事故の現状
- ・飲酒運転に対する法規制
- ・危険運転致死傷罪が適用された飲酒運転事故の例
- ・アルコールの与える影響
- ・新しい視点で予防対策を
- ・飲酒運転防止対策の事例
- ・飲酒（運転）問題に取り組む団体等
- ・飲酒運転事故に対する自動車保険の補償範囲 等



飲酒運転防止マニュアル

飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会への参画

東京都の推進委員会に参画し、情報の提供を行っています。

要望・提言

安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的に、国土交通省道路局に「交通事故のない社会の実現に向けた交通事故防止施策のより一層の推進」に関する要望書を2023年11月に提出しました。

17 防災・防犯対策

防災教育の推進

「ぼうさい探検隊」の実施

「ぼうさい探検隊」は、子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災・防犯・交通安全の施設・設備を発見して、マップにまとめる実践的安全教育プログラムです。マップ作成後は、発表を通してまちの安全・安心を振り返ります。子どもたちの防災意識が高まるだけでなく、地域防災力の強化にもつながります。

この「ぼうさい探検隊」は、内閣府のホームページ「災害被害を軽減する国民運動」のページでも紹介されています。



① まちなかを探検
防災・防犯や交通安全に関するさまざまな施設や設備をチェックします。



② マップを作成
集めた情報や写真を使って、オリジナルのマップを作成します。



③ 探検の成果を発表
グループごとに発表し合い、あらためて探検を振り返り、防災・防犯・交通安全への意識を高めていきます。

<マップコンクールの開催>

ぼうさい探検隊で作成したマップを対象に、マップコンクールを開催しています。

第20回となる2023年度は、全国47都道府県の小学校や児童館・子ども会・消防少年団など658団体から8,904名の児童が参加し、1,708作品の応募がありました。表彰については、入賞団体に向けた表彰動画を作成し、審査員の講評や入賞団体からのコメントを紹介したほか、各入賞団体へ赴いて、現地での表彰式を実施しました。



第20回小学生のぼうさい探検隊マップコンクール表彰式動画

<活動支援ツールの提供>

ぼうさい探検隊の活動支援ツールとして「実施マニュアル」「事前学習の手引き」等を提供しています。また、地図や写真を取り込み、デジタルマップを作成できる「まち探検アプリ」を搭載したタブレットを貸し出しています。指導者の方々の事前準備が簡素化でき、子どもたちのICT教育としても活用が可能です。



実施マニュアル



事前学習の手引き



タブレット端末



タブレットを使用したマップの例

「ぼうさいダック」の普及

幼児向けに、安心・安全の「最初の一步」を学んでもらうため、災害から身を守るポーズを遊びながら学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。

毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園・保育所・小学校低学年の行事や授業などで活用されています。



はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

17 防災・防犯対策

ハザードマップの利活用推進に向けた取組み

損保協会では、自分の住むまち等の自然災害リスクの理解を促し、地域の特性に応じて防災・減災への意識を高めることを目的として、全国の自治体が作成するハザードマップの利活用推進に向けた取組みを実施しています。

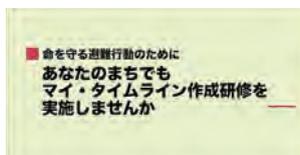
具体的には、ハザードマップの活用方法の解説ツール等を作成し、展開しています。

<損保協会のハザードマップツール>

- ・副読本「ハザードマップと一緒に読む本」
- ・動画「動画で学ぼう!ハザードマップ」
- ・チラシ「ハザードマップで自分のまちの危険を知ろう! (水災害・地震災害)」
- ・チラシ「水災への備え、本当に大丈夫ですか?」
- ・自治体向けマイ・タイムライン作成研修実施推進動画



2024年4月には、自治体がハザードマップを活用して行うマイ・タイムライン作成研修の実施を推進する動画をYouTubeに公開しました。



「防災教育支援ツール」の提供

「ぼうさい探検隊」「ぼうさいダック」に加え、「eラーニングコンテンツ」「防災教育副教材」の内容を取りまとめ、年齢層や学習段階に応じて、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして、「防災教育支援ツール」を作成しています。



地域の防災力向上への取組み

防火標語・ポスター制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安心・安全に貢献するため、総務省消防庁と連携して、「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用されます。



防火ポスター

<過去5年間の全国統一防火標語・ポスターモデル>

年度	全国統一防火標語	ポスターモデル
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル	白石 聖(しらいし せい)さん
2021年度	おうち時間 家族で点検 火の始末	福本 莉子(ふくもと りこ)さん
2022年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心	天翔 愛(てんしょう あい)さん
2023年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来	野口 絵子(のぐち えこ)さん
2024年度	守りたい 未来があるから 火の用心	山崎玲奈(やまさき れな)さん

軽消防自動車の寄贈

地域の防災力の強化に貢献するため、1952年度から軽消防自動車等を寄贈しており、2023年度末時点で累計3,512台を寄贈しています。



軽消防自動車

自然災害の防災・減災に資する取組み

自然災害の発生実態や地域特性に基づき、各地域において防災・減災に資する消費者向けの啓発取組みを推進しています。各地の自治体等と連携したセミナーやシンポジウムの開催、啓発動画の公開を通じ、防災・減災に関する意識高揚を図っています。

<2023年度の主な取組み>

実施場所	取組み概要
北海道	胆振東部地震を振り返る地震防災・減災オンラインシンポジウム
宮城県	災害教訓伝承動画「災害から小さな子どもたちを守るために～東日本大震災の教訓から～」
新潟県	防災セミナー in 新潟
富山県	地震保険セミナー～知り、守る 富山の街～
愛知県	親子で学ぶ 防災・減災ピクニック
大阪府	防災啓発動画「地震への備え もしも自分が地震の被災者になったら…」
岡山県	講演会「西日本豪雨から5年、これからの防災まちづくりを考える」
愛媛県	えひめ防災セミナー
鹿児島県	講演会「8・6 水害から30年、改めて備えについて考える」
沖縄県	防災・減災セミナー

※上記のほかにも、全国各地で各種取組みを実施しています。

「ぼうさいこくたい2023」に参画

2023年9月17日～18日に神奈川県横浜市で開催された、内閣府、防災推進協議会および防災推進国民会議が主催する総合防災イベント「ぼうさいこくたい2023」に参画しました。損保協会のセッションでは有識者による基調講演と鼎談を行い、関東大震災から100年の節目にあたることを踏まえ、地震への備えの重要性について発信しました。また、後日、本パネルディスカッションを主とした防災特番がTOKYO MX（東京都）で放送されました。



また、同大会を締めくくろウロウロセッションにおいて、防災推進協議会の運営委員長を務める佐々木修（損保協会業務企画部長）が登壇し次年度の開催地が「熊本県」となる旨を発表しました。

BS日テレ防災番組 制作協力・放送

損保協会では、BS日テレの「みんなの防災スイッチON!～巨大地震に備えろ!～」と題した全6回の5分番組の制作に協力しました（2023年8月～10月放送）。

この連続ミニ番組では、地震防災について各回異なるテーマで各地取材し、地域の防災取り組みや地震保険が生活再建に役立つ事例などを紹介して、いっどこで起きてもおかしくない地震災害から命と暮らしを守るための「備え」の大切さを伝えました。なお、同番組は、放送内容を再構成して、30分番組としても放送されています（放送日：2023年10月15日）。

みんなの防災 スイッチON!
～巨大地震に備えろ!～

- 第1回放送（8月26日）「関東大震災」（取材地域：東京都）
- 第2回放送（9月2日）「千島海溝と日本海溝」（取材地域：北海道、岩手県）
- 第3回放送（9月9日）「南海トラフ」（取材地域：高知県）
- 第4回放送（9月16日）「地域の防災」（取材地域：石川県、三重県、鳥取県）
- 第5回放送（9月23日）「長周期地震動」（取材地域：東京都）
- 第6回放送（10月7日）「最近の地震と生活再建」（取材地域：石川県、熊本県）

「そんぽ防災Web」の開設

2018年3月に、損害保険ならではの長所を活かした「防災に役立つ」情報を提供する、「そんぽ防災Web」を開設しました。

本サイトは、「掲載コンテンツの閲覧・利活用を通じて防災リテラシーの底上げを目指す」ことをコンセプトとして、地震や風水害に備えるためのコンテンツや、防災教育に関する各種ツール等を提供しているほか、自然災害を補償する損害保険に関する情報を掲載しています。オリジナルコンテンツの「そんぽ風水害データベース」は過去に発生した主な風水害の概況や被害状況と支払保険金に関するデータをマッチングさせたもので、都道府県別、発生年別、「台風」や「豪雨」といったキーワードにより、災害毎の支払保険金を調べることができます。

「中部防災推進ネットワーク」の設立

損保協会では、2020年7月28日に、内閣府・名古屋大学・中部圏の行政組織等との共同事務局で、南海トラフ地震などの有事の際の実効的な備えのための地元の業界団体における関係構築を目的とした「中部防災推進ネットワーク」を設立しました。勉強会やワークショップを開催するなど、地域の防災に向けた取り組みを実施しています。

▶ 防犯に係る啓発活動

「子どもを犯罪・事故から守る手引き」の作成

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考えることで、防犯への意識を高めていくことを目的として、冊子「子どもを犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。

▶ 要望・提言

安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的に、国土交通省水管理・国土保全局に、「災害に強く持続可能な社会基盤の維持・強化」「災害による経済的損失の軽減に資する施策の推進」に関する要望書を2023年11月に提出しました。

18 環境問題対策

▶ 環境取組みに関する行動計画

「環境取組みに関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。

行動計画の主な項目

1. 損害保険業を通じた取組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

▶ 環境問題に関する目標

経団連が産業界の自主的な取組みとして策定した「カーボンニュートラル行動計画」および「循環型社会形成自主行動計画」の趣旨を踏まえ、損保協会および会員各社は、地球温暖化の大きな原因である「CO₂の排出削減」および循環型社会形成に向けた「廃棄物の削減」に関する目標を定め、取り組んでいます。

CO₂の排出削減に関する目標 (低炭素社会実行計画の取組み)

<数値目標>

1. 2030年度までに、2013年度比で床面積あたりの電力消費量におけるCO₂排出量を51%削減する。

<数値目標以外>

2. 主体間連携の強化
 - ・低炭素社会への取組みを後押しするような商品やサービスを積極的に開発して提供する。
 - ・約款や証券のWeb化、募集時のタブレット端末等使用を積極的に推進する。 等
3. 国際貢献の推進
 - ・進出している海外の国や地域において、保険商

品や金融サービスを通じた地球環境の保全に役立つ取組み等を推進する。

4. 革新的技術の開発

- ・保険商品や金融サービスを軸にした研究開発を行い、気候変動リスク等の環境問題に対応した商品やサービス等を社会に広く提供する。

廃棄物の削減に関する目標(循環型社会形成自主行動計画の取組み)

<各保険会社の取組み>

1. 社内の廃棄物処理体制を確立し、事業所から排出される事業系一般廃棄物量の削減を推進させるとともに、収集業者等との連携によって、分別回収を徹底し、リサイクル率の向上に努める。
2. 事務用品の購入に際しては、環境配慮製品の利用率の向上に努める。
3. OA用紙の使用に際しては、両面コピーや2in1コピー、タブレット端末等使用の積極的な活用によって、それぞれが定める削減率等の目標に向けて使用量を抑制する。
4. マイバッグおよびマイボトル持参を推進する。
5. 社員食堂等でのプラスチック製カップ・ストローの廃止、もしくは紙製への切り替えを行う。

<自動車保険を通じた社会への働きかけ>

自動車リサイクル部品の活用を推進する。

▶ エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発活動を2004年度から行っています。

エコドライブ普及連絡会（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）が定めた「エコドライブ10のすすめ」のうち、交通安全に関係の深い3項目を、特に「エコ安全ドライブ3か条」として、CO₂の削減による環境保全と交通事故の少ない社会の実現に向けて、その普及に取り組んでいます。

具体的な取組みとしては、当該3か条を紹介したチラシを作成し、イベントでの活用、損保協会ホームページでの掲載等を行っています。



「エコ安全ドライブ」チラシ

● エコ安全ドライブ3か条

3つのポイントを実践することで環境保全と交通安全の両方に効果をもたらします。

1. ふんわりアクセル『eスタート』
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう

▶ 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用を推進しています。

具体的には、自動車関連団体と共同でリサイクル部品活用推進キャンペーンを実施し、チラシ・ポスターを作成のうえ、全国で啓発を行っています。



リサイクル部品活用推進チラシ

▶ 損害協会の取組み

損保協会は、「環境取組みに関する行動計画」に基づき、環境取組みの仕組みを構築し、「気候変動対応方針」を定めて自らの事業を通じて排出される温室効果ガス削減を図ることにより、地球環境の保全に取り組んでいます。具体的には、ごみの分別、ペーパーレス化の推進や両面コピーの促進、事務室照明のLED化、不在時の事務室消灯、冷暖房の効率的利用（夏28℃、冬20℃）、事務用品の購入では、環境配慮商品の利用等を行っています。

19 地域特性に応じた各支部の取組み

損保協会支部では、各地域の関係機関と連携し、前述の事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する取組みや地域の特性に応じた取組み等を行っています。

北海道支部

地域特有の事故防止、防災・減災にかかる取組み、保険の普及啓発等を行っています。

●防災・減災の取組み

2018年9月に発生した北海道胆振東部地震を振り返りながら、内陸部を含む地震リスクを知り、どのように備え、被災後にどのように生活を立て直すかなど、災害からの教訓を自分のこととして学び、備えを行動に移していくための地震防災・減災シンポジウムをオンラインで開催した。



●エゾシカとの衝突事故防止

日本語での事故防止ポスターに加え、道内を訪れる外国人観光客数が回復していることから、レンタカーなどを運転する外国人観光客向けに英語版チラシを作成し、道内で多発しているエゾシカとの衝突事故の防止と、日本の交通ルールなどを啓発した。



●自転車事故防止の取組み

北海道警察と連携して自転車安全利用啓発イベントを2023年9月に開催した。お笑い芸人で栗山町出身のバービーさんを「北海道警察自転車アンバサダー」に任命し、交通ルールやヘルメット着用の重要性、自転車事故に備える保険を学ぶトークショーやクイズを行った。

東北支部

防災・減災、悪質な住宅修理業者対策、交通事故防止等を行っています。

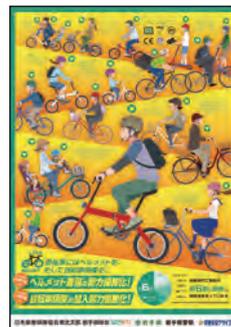
●防災・減災の取組み

東日本大震災を経験した二人の語り部から、小さな子どもたちの命を守るための意識や行動、保護者と預け先との関係のあり方、家庭での取り組み方などについて聞いた内容を動画にまとめYouTubeで配信し、広く注意喚起を行った。



●交通事故防止

- ・岩手県警察・岩手県と連携して自転車の安全利用に向けた啓発ポスターやチラシを作成し、県内における自転車乗車時のヘルメット着用率の向上をはじめとする自転車の安全利用と保険加入を啓発した。
- ・自動車のスリップ事故防止について、NEXCO東日本と連携して、東北管内のサービスエリア等でデジタルサイネージとして表示し、ドライバーに対する注意喚起を行った。



●高齢者の住宅修理サービス等でのトラブル防止

住宅修理やリフォームに関する業者トラブルが高齢者を中心に増加してきていることから、東北6県の県警と連携し、警察署が行う高齢者宅戸別訪問に際し、損保協会作成の注意喚起チラシを手交し、効果的な注意喚起を行った。



関東支部

1都9県の地域課題を踏まえて次のような啓発等の取組みを行っています。

●悪質な住宅修理業者に関する啓発

- ・令和6年能登半島地震により被災された方々へ適切な情報提供をするため、新潟県の各被災地を訪問し、悪質な災害便乗商法への注意喚起ポスター・チラシによる啓発を実施した。
- ・神奈川・千葉・埼玉県で、県・県警と連携し、県別のポスター・チラシ・デジタルサイネージ等を作成し、

県民に周知した。

- 埼玉県で、悪質住宅修理業者の逮捕事案の情報交換会を実施し、不正請求排除の取組みを推進した。

● 損害保険リテラシーの向上

成年年齢の引下げ等により、高校生が身の回りのリスクに自ら備える力を身に付ける必要があること



から、各県の公民科・家庭科研究会で、損害協会の教材活用を働きかけ、複数校で授業を実践した。

● 地域防災力の強化・ハザードマップの普及促進

- 関東地方整備局が関東各都県で主催する「関東大震災100年リレーシンポジウム」に出展した。
- 防災セミナー等で、ハザードマップの周知や防災意識向上の取組みを行った。

● 交通事故防止

- 自転車ヘルメットの着用率が全国ワースト1位の新潟県で、県と連携し外国人向け英語版リーフレットを作成し、自転車保険の周知を行った。
- 山梨県で、県警と連携し、ご当地の戦国大名である武田信玄公が高齢者交通事故・飲酒運転・自転車事故について解説する交通安全動画を作成し周知を行った。



● 自動車盗難防止

自動車盗難ワースト地域2県で県警と連携し、イベント・チラシ・ポスター・デジタルサイネージなどの各手法を用いて県民に注意喚起を行った。

● 中小企業向け保険の普及促進

栃木県で産官学（県警・宇都宮大学）と連携し、サイバーセキュリティセミナーを開催した。また、埼玉県で、関東経済産業局等と連携し、中小企業向けリスク対策セミナーを開催し、啓発を行った。



北陸支部

交通事故防止や防災・減災に係る取組みを行っています。

● 令和6年能登半島地震への対応

- 石川県内の2次避難者（全世帯）に保険金請求リーフレットを提供した。また、県内の避難所を訪問し、会員会社の相談窓口案内ポスターを掲示した。
- 県警および消費生活センターを通じて、悪質な住宅修理業者に係る注意喚起チラシを提供した。



● 交通事故防止の取組み

- 石川・富山・福井県警と連携し、高校生向けに自転車用ヘルメットを寄贈した。
- 事故多発交差点において、街頭啓発活動を実施した。
- 福井県警と連携し、信号機のない横断歩道における車の一時停止を促す「なんで止まらん! 福井県」チラシを作成・展開した。



● 外国人観光客向けへの防災・安全啓発

- 金沢市と連携し、外国人観光客が日本国内で災害や事故などに遭遇した際に活用してもらうサイトの紹介チラシを作成し、金沢駅および市内の観光案内所で展開した。また、会員会社とともに、街頭啓発活動も実施した。



中部支部

南海トラフ巨大地震等に備える防災・減災の取組みや、交通事故および自動車盗難の防止に向けた取組み等を行っています。

● 南海トラフ巨大地震等への備え

- 業界団体や自治体等をメンバーとする中部防災推進ネットワークを運営している。大規模災害発生時の経済活動の早期復旧等を目指し、中部地域の産官学の連携基盤を作ること等を掲げた「共同宣言」を2023年3月に公表した。
- 地域防災力向上のため、名古屋大学の福和伸夫名誉教授をナビゲーターに迎え、名古屋大学博物館と共催で「防災・減災ピクニック」を開催した。



19 地域特性に応じた各支部の取組み

● 交通事故防止

- ・三重県警察本部から交通事故防止・ヘルメット着用推進のセーフティ・バイシクルリーダーを委嘱された県内8校の高校生に、啓発活動用オリジナルヘルメットを贈呈した。
- ・愛知県警察本部と連携し、高齢者交通事故対策として、日泰寺の参拝者に靴用反射材を貼付した。



● 自動車盗難防止

- ・愛知県内での自動車盗難被害多発を受け、名古屋市内の駐車場でハンドルロックを貸し出し、盗難防止機器の使用・普及を呼びかける啓発活動等を行った。
- ・愛知県警察本部と連携し、ポートメッセ名古屋で開催された「名古屋モビリティショー2023」のブースに盗難車や盗難防止機器を展示し、来場者に盗難対策を呼びかけた。

● 悪質業者に関する啓発

東海4県において、県警察等と連携し、悪質な住宅修理業者やレッカー業者等について、実際に東海地方で発生したトラブル事例を記載したチラシを作成・配付し、啓発した。



近畿支部

自動車盗難の被害防止や悪質な住宅修理業者対策、交通事故防止などの啓発を中心に様々な活動を行っています。

● 自動車盗難防止

- ・車名別盗難ワーストで上位の車種の含有率の高い大阪府のエリアを中心にYouTubeの啓発広告動画を配信し、注意喚起を促した。
- ・京都府警察・大阪府警察・兵庫県警察が推進する三都広域防犯対策プロジェクトと連携し、人気アニメとタイアップした動画やポスター、チラシによる自動車関連犯罪(自動車盗難、車上ねらい、部品ねらい)防止に関する啓発を実施した。



● 悪質な住宅修理業者対策

住宅修理などに関し「保険が使える」と言って勧誘する悪質な住宅修理業者とのトラブル防止のため、国土交通省近畿地方整備局との官民連携のもと、近畿2府5県および同府県警察の協力



も得て、トラブルの具体的な事例やその対策をわかりやすくまとめた地域独自の注意喚起チラシを作成し、一般消費者に向けた啓発を実施した。

● 交通事故防止

- ・大阪府警察が推進する「いらち運転」(自分本位で心にゆとりのない運転)の防止啓発に協力し、大阪府内の交通安全を推進するため、「いらち運転」の悪い事例をイラストで紹介するチラシによる啓発を実施した。
- ・兵庫県の交差点が全国の交通事故多発交差点(2022年)のワースト10に複数ランクインしていることから、兵庫県警察が展開している「横断歩道合図(アイズ)運動プラス」に協力し、歩行者やドライバーが気を付けるべきポイントをまとめたリーフレットによる啓発を実施した。

中国支部

保険金不当不正請求の排除、交通安全の取組み、災害便乗商法への対策などを行っています。

● 保険金不当不正請求の排除

- ・県警、弁護士会や暴力追放センター等と連携して、反社会的勢力による保険金不当不正請求の排除を目的とした取組みを実施している。



● 交通安全の取組み

- ・高齢者の交通事故を防止するため、反射材を各県警などに提供した。島根県交通安全対策協議会の贈呈式には、島根県の丸山達也知事が出席した。
- ・岡山県で横断歩道での歩行者優先を呼びかける啓発活動を実施した。官民12団体と連携し、啓発ポスターおよびチラシを作成して県内のドライバーに注意喚起を行った。



● 災害便乗商法への対策

- ・住宅修理などに関し「保険が使える」と言って勧誘する災害便乗商法を行う業者への注意喚起を目的として、中国地方の5県警と連携した啓発ノベルティを作成して、県民への啓発活動を実施した。
- ・行政幹部、県警幹部や有識者等に災害便乗商法の被害状況を伝えて、対策を講じることの必要性を説明することで、消費者保護の環境を醸成した。
- ・各地区の消費生活センターとの連携、県警・報道機関に情報提供することで、消費者被害の防止に努めている。



四国支部

自治体等と連携した防災・減災活動や交通事故防止啓発、保険金請求を勧誘する業者とのトラブル対策等を行っています。

●自治体等と連携した防災・減災活動

平成30(2018)年7月豪雨で大きな損害を被った愛媛県において、改めて「防災・減災」について考え、「防災・減災」について取り組んでほしいという思いから、愛媛県や愛媛大学防災情報研究センター等の協力を得て「えひめ防災セミナー」を開催した。



●交通事故防止啓発

2022年に高知県が人口10万人当たりの交通事故死者がワースト3位(警察庁調べ)になったことから、高齢者の交通事故減少を目的として、高知県警と連携して反射材付き高齢者事故防止チラシを作成し、高知県で活動している高齢アイドル「爺-POP」と一緒に反射材の活用を推進するキャンペーンを実施した。



●保険金請求を勧誘する業者とのトラブル対策

台風や水害等の保険金請求を勧誘する業者とのトラブルが継続して発生している状況に鑑み、四国4県で県と警察本部の協力を得て注意喚起チラシを作成し、県や県警へ贈呈した。チラシを用いて、「保険が使える」という住宅修理業者が訪問したらその場で契約せず、まずは損害保険会社や代理店等に相談することを周知した。



九州支部

交通安全啓発、災害リスク・地震保険啓発や不正請求防止等に取り組んでいます。

●飲酒運転撲滅

福岡県の定める「飲酒運転撲滅週間」に合わせて「交通事故をなくす福岡県民運動本部」に対して、飲酒運転撲滅および高齢者事故防止を訴えるのぼり旗800枚を寄贈し、飲酒運転防止等の機運を盛り上げるとともに、県や県警から関係団体に配付し、交通安全啓発に活用されている。

●交通安全の取組み

「春の交通安全県民運動」で、当該運動推進要綱に掲げられた「ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の



推進」を実施すべく、福岡県庁において保険会社で実際に扱っているドライブレコーダーの機能や必要性を紹介し、来庁者の設置検討の一助となるように、啓発活動を実施した。

●自然災害リスクの啓発と地震保険の普及

「宮崎県防災の日フェア」等イベントに来場される方に、その場で自宅や勤務先のある場所のハザードマップを確認してもらい、自分の周囲の地震・津波リスクを認識してもらったうえで、被災した際の、住宅再建や当面の生活費用としての備えとなる地震保険について啓発した。

●不正請求防止

自然災害に便乗する悪徳な保険金申請サポート業者について注意喚起するため、福岡県警、大分県警、宮崎県警と連携して共同チラシを作成し、県警で活用してもらうほか、宮崎県警、県消費生活センターおよび宮崎損保会が合同で、街頭活動も実施した。



沖縄支部

飲酒運転根絶、交通安全、防災・減災の取組み等を行っています。

●飲酒運転根絶

沖縄県は飲酒運転事故率が全国ワースト1位であることから、飲酒運転根絶に向けて動画を作成、県内13か所のデジタルサイネージを活用し飲酒の機会の多くなる12月にドライバーへの注意喚起を行った。また、沖縄県は外国人も多く住んでいることから、動画に英語を併記し外国人へも注意喚起を行った。



●交通安全の取組み

県内の交通事故多発交差点のチラシとポスターを作成し、沖縄県警察本部へチラシ20,000枚、ポスター200枚を贈呈するなど、交通事故防止のための啓発活動を行った。



●防災・減災の取組み

防災・減災への意識向上のため、沖縄気象台と防災士を講師に招き、気象台からは令和6年能登半島地震の状況と県内の地震・津波リスクを、防災士からは災害後の住まいとコミュニティをテーマにしたセミナーを2024年3月11日に開催した。

20 募集人に対する試験・教育等

損害保険商品の説明や契約の手続きなどで、お客さまの窓口となるのは主に損害保険代理店（代理店）です。

このため、損保協会では、保険募集のさらなる品質向上を図るために、代理店の募集人に対して、次の試験制度等を実施しています。

損害保険募集人一般試験（損保一般試験）

募集人が保険募集にあたり必要となる募集品質の確保・向上を図ることを目的に、損害保険募集人一般試験（損保一般試験）を実施しています。

損保一般試験は、基礎単位・商品単位（自動車保険・火災保険・傷害疾病保険）により構成されており、試験の合格を保険募集のための要件としています。

また、更新制を採用し、最新の業務知識や商品知識を5年ごとに検証しています。

損害保険大学課程（損保大学課程）

損保一般試験に合格した募集人がさらなるステップアップを目指す仕組みとして、損害保険大学課程（損保大学課程）を実施しています。

損保大学課程は、保険募集に関連の深い専門知識を修得するための専門コースと、実践的な知識・スキルを修得するためのコンサルティングコースにより構成されています。また、5年ごとの更新制を採用しています。

各コースの試験に合格した募集人は、コースに応じて損害保険プランナー、損害保険トータルプランナーに認定されます。

2024年7月末時点の損害保険プランナー（専門コース認定有効者）は31,651名、損保協会が認定する募集人資格の最高峰である損害保険トータルプランナー（コンサルティングコース認定有効者）は16,532名です。



(注)実際に発行されるシンボルマークには「sample」の文字は入りません。

損害保険トータルプランナーがいる代理店の検索サイト



損保協会のホームページで、損害保険トータルプランナーがいる代理店を、郵便番号や住所から検索できます。

2024年7月末時点で、3,995店の代理店の情報を掲載しています。

■サイトURL■

<https://sonpo-totalplanner-ag.jp/agency/search>

(注) 損保協会ホームページからアクセスできます。

募集人・資格情報システム

募集人の資格情報等を一元的に管理する募集人・資格情報システムを運営しています。

本システムにより、募集人自身が損保一般試験や損保大学課程等の資格の有効期限等を確認し、各種試験の受験管理等ができるようになっています。

募集コンプライアンスガイドの策定

会員各社が募集人を指導する際のガイドブックとして、募集コンプライアンスガイドを策定しています。

このガイドでは、保険業法等に規定されている保険募集に関する事項を体系的に整理するとともに、募集実務の標準例を示すことで、保険募集の際に留意すべき事項についてわかりやすく解説しています。

2024年2月には、昨今の保険募集を取り巻く環境等を踏まえ、同ガイドを改定しました。

会員各社の取組みの例

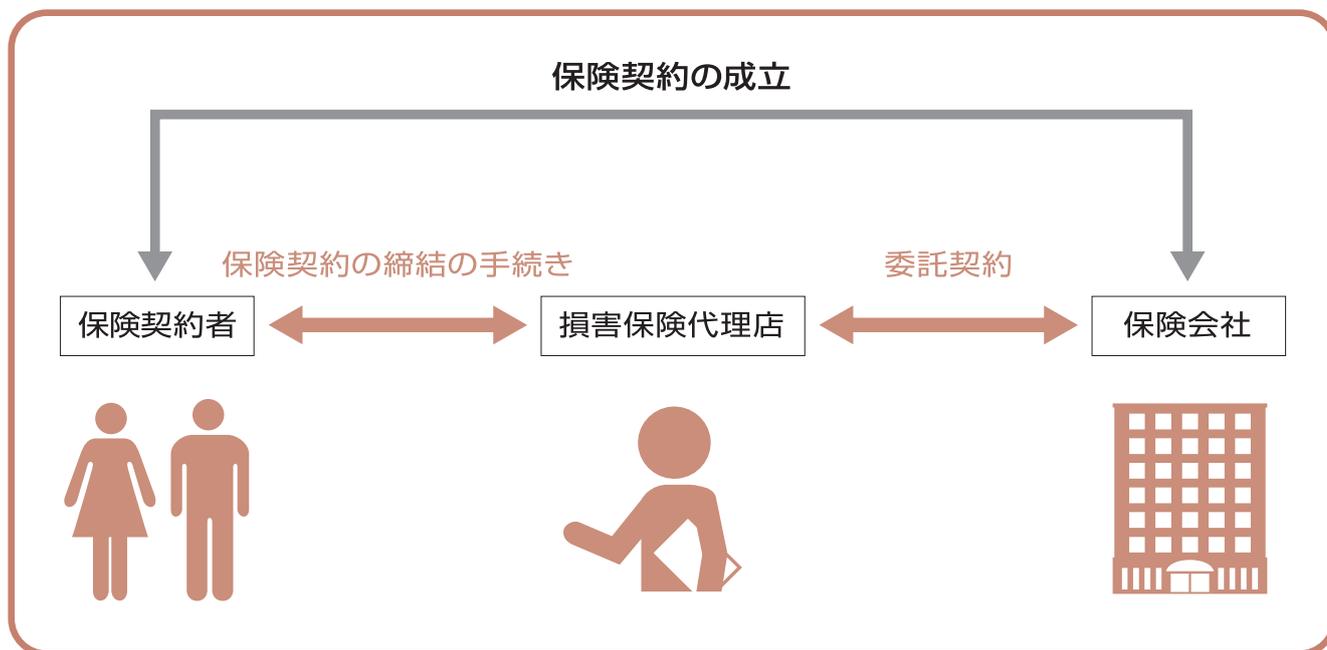
●独自の販売資格制度の導入

第三分野商品（医療保険、がん保険等）専門の販売資格等、会員各社独自の販売資格制度を導入しています。

●募集に関するお客さまアンケートの実施

損害保険の募集時における募集人の商品説明等に関するお客さまアンケートを実施しています。お客さまからの回答を分析・検証し、保険募集のさらなる品質向上に向けた取組みに活用しています。

参考：代理店の役割



代理店には、保険会社との委託契約により保険会社の代理人として保険契約を締結する権限が与えられています。

契約者が代理店に対して申込書により申込みを行い、代理店が承諾すれば、保険会社との間で保険契約が有効に成立したことになります。

(注) 保険会社または保険の種類によっては代理店の権限が媒介となっていることがあります。この場合には、後日保険会社が引受けを承諾したときに契約が成立します。

21 損害調査関係の試験・研修

損害保険の最大の使命は、万一の事故が起きた際に、適正な保険金を迅速に支払うことです。

損害保険各社では、適正・迅速かつ公平な保険金支払を実現するため、次のように損害調査体制を整備しています。

損害調査拠点と損害調査担当社員

全国各地どこで事故が発生しても直ちに対応できるよう、損害保険会社は、全国1,247か所の損害調査拠点を設け、そこに28,991名の損害調査担当社員を配置しています(2024年4月1日現在)。

また、損害調査担当社員の知識向上のため、損害保険各社では各種研修を実施するほか、損保協会においても医療研修、アジャスター研修や地震保険損害処理研修などを実施しています。

自動車保険のアジャスター

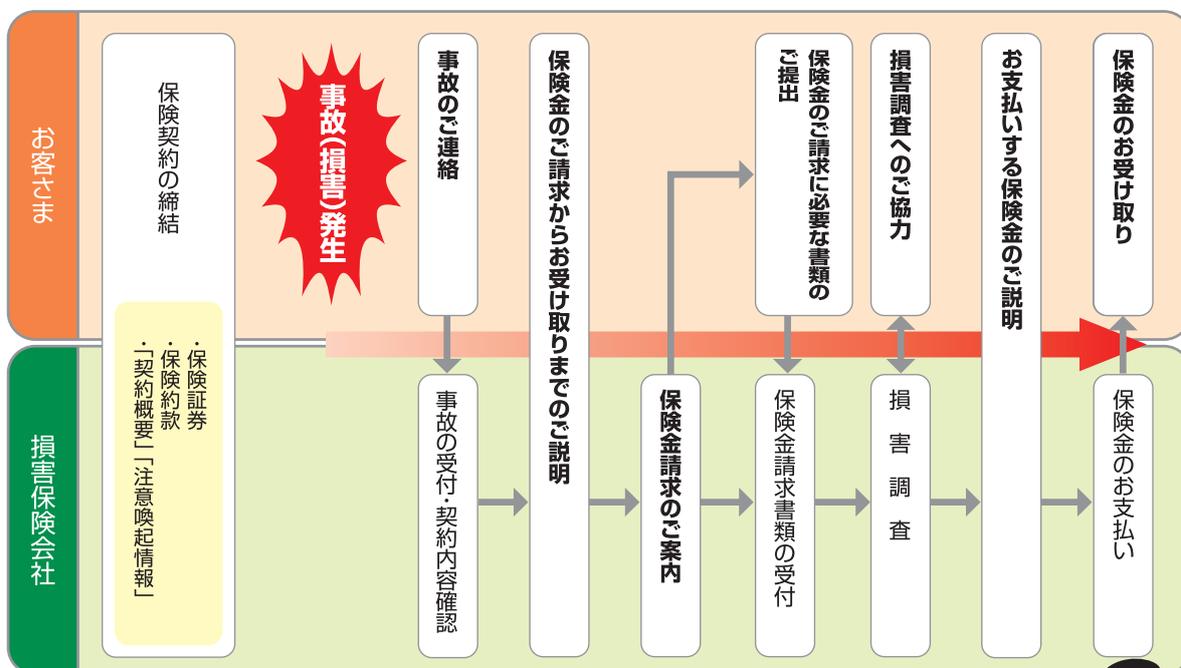
アジャスターとは、自動車の物損事故による損害額や事故の原因・状況などを調査する専門家で、7,145名(2024年7月1日現在)が損保協会に登録されています。アジャスターは各種研修を通じて調査技能の向上に努めています。

火災・新種保険の損害保険登録鑑定人

損害保険登録鑑定人とは、損害保険会社から委嘱を受け、建物・動産の保険価額の評価、損害額の算定、事故の原因・状況などを調査する専門家で、6,516名(2024年7月1日現在)が損保協会に登録されています。

参考：事故の連絡から保険金の受け取りまでの流れ

事故の連絡から、保険金の受け取りまでの一般的な流れです。



交通事故や盗難、火災などの事故が発生した場合には、損害保険会社への連絡の前に、ケガ人の救護などを行い、警察署や消防署などの公的機関に事故の届出等を行ってください。保険金の請求の際に事故の証明書が必要となる場合があります。(特に、交通事故における人身事故の場合には、「人身事故」として警察署に届出を行ってください。)



22 医研センター研修・医療研究助成

医療研修

医療費支払適正化と被害者保護への対応

1984年自賠責審議会答申で指摘された医療費支払い適正化に係る研修の強化を受けて、1985年に医研センターを設立しました。医研センターでは、損害保険会社の社員等に対する医療研修を通じて医療費支払いの適正化と被害者の早期社会復帰を図っています。

医療知識の必要性

医師の説明を理解し、医師との基本的なコミュニケーションが可能な人材の育成を目指して、損害サービスに携わる損害保険会社等の社員を対象に最良の医学・医療知識を学ぶ機会を提供する研修を実施しています。

質の高い研修内容

第一線の臨床現場で活躍中の医師を中心とした講師を迎え、通信教育、集合研修、各都市で開催する医療セミナーを通じて医療知識の向上を目指しています。



研修室における集合研修



医療セミナー研修

交通事故医療に関する研究助成

助成の目的

自賠責保険の運用益を活用し、交通事故医療に関する研究助成を行っています。これは個々の医師等またはグループの臨床研究を助成することで、交通事故医療の進歩発展を促進し、被害者の早期社会復帰に寄与することを目的としています。

公募による選考

毎年1回公募し、学識経験者で構成される選考委員会による厳正な選考のうえで助成対象者を決定しています。

採用件数

1994年度から実施している本研究助成の2024年度までの採択件数は合計1,078件になりました。これらの研究成果は被害者の早期社会復帰に貢献するものと期待されます。

●研究テーマ例（2024年度）

- ・交通事故被害者の有する基礎疾患が、治療や転帰に及ぼす影響に関する研究
- ・交通事故後の精神健康（メンタルヘルス）への影響に関する研究
- ・自転車（電動アシスト自転車を含む）やキックボード（電動型を含む）による交通事故外傷に関する研究



研究報告会

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II からの相談対応、
苦情紛争の解決
損害保険契約者等

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ